

# 除菌作業同意書

ご依頼者は（以下「甲」とする。）は、株式会社アトラス（以下「乙」とする。）が実施する除菌作業に関する以下の内容に同意します。

## 1. 除菌作業概要

### 1-1. 除菌範囲・内容

- ・人が触れる可能性が高い箇所の除菌を実施致します。天井及び壁の上部は含みません。散布対象外の箇所は、作業実施前にお申し出下さい。
- ・散布後の水分のふき取りは本作業内容に含まれません。ふき取りサービスをご要望の場合、作業実施前にお申し出ください。

### 1-2. 除菌液の散布箇所ごとの使用機器

- ・噴霧機 ※散布箇所例：床、壁、家具（棚、ソファ、テーブル等）、置物等
- ・ハンドスプレー ※散布箇所例：小型家電、電源・照明器具周り、衣類等

### 1-3. 使用する除菌液

#### (1) 次亜塩素酸水

有効塩酸濃度：350- 400ppm

液性：微弱酸性 5~6.5pH ※参考：7pHが中性となります。

#### (2) エタノール

アルコール度数：70%

## 2. 注意事項

- 2-1. 除菌箇所により除菌液を使い分けており、作業には細心の注意を払いますが、電化製品の故障、漏電の可能性がございます。弊社は電化製品の故障等に関して一切関与保障致しません。
- 2-2. 伝票、ポップ（ポスター、お品書きなど）、ボトルのラベルなどの紙製品は、水分によりよれる場合があります。また、水性ペンで書かれたものは消える場合があります。
- 2-3. 使用する除菌液による菌の増殖を抑制する抗菌効果はございません。その為、乙は定期的に除菌作業を行うことを推奨します。
- 2-4. 作業中の貴社関係者の立入りはご遠慮願います。立入をご希望の場合は、防護服の着用をお願い致します。尚、立入による如何なるトラブルに弊社一切関与保証いたしません。
- 2-5. 作業中に乙の作業員を除く外部の者による盗難等のトラブルが発生した場合、当社は一切関与保障致しません。甲のご要望に応じて乙の作業員は、入出時の荷物チェックに応じます。
- 2-6. 作業範囲が貴社のご申告より広がった場合には、追加料を頂く場合がございます。
- 2-7. 作業範囲が貴社のご申告より狭かった場合、乙は返金には応じません。除菌液の量、乙の事前手配が必要な為、ご理解賜ります様お願い申し上げます。

## 3. お願い事項

- 3-1. 作業実施に当たり用水、電気の使用をご了承ください。
- 3-2. 除菌液の乾燥時間は8時間を見込んでおります。しかしながら、除菌対象物の材質及び天候、店舗内の換気環境によって想定より時間を要する場合があります。その為、換気及びエアコン等による除湿をお願い致します。
- 3-3. 食器類は、水洗いをしてください。

#### 4. お支払い

4-1. お取引条件：作業前支払い

4-2. お支払い方法：

- ・ご訪問時での現金支払い。
- ・銀行振込

#### 5. その他

自己又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (6) 甲又は乙は、前項の確約に反して、相手方又は相手方の代理若しくは媒介をする者が暴力団員等あるいは前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。

貴社の同意を証するため、この証書一通を作成し、株式会社アトラスが保有する。

日付：           年           月           日

住所：

ご依頼者名：

印

発行元：

立川除菌サービス

運営会社：株式会社 アトラス

住所：東京都立川市錦町 3-1-11-102

電話：042-595-8169